

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>(検査対象装備移転船舶の指定)</p> <p>第八十八条の二の三 前条各号に掲げる検査を受けようとする者は、これらの検査の対象となる装備移転船舶（以下「検査対象装備移転船舶」という。）について、防衛大臣の指定を受けるものとする。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。</p> <p>5 検査対象装備移転船舶の指定について通知を受けた者は、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたときは、当該指定の解除を受けるものとする。</p> <p>6 前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証す</p>	<p>(検査対象装備移転船舶の指定)</p> <p>第八十八条の二の三 前条各号に掲げる検査を受けようとする者は、これらの検査の対象となる装備移転船舶（以下「検査対象装備移転船舶」という。）について、防衛大臣の指定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十二）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十三）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。</p> <p>5 検査対象装備移転船舶の指定について通知を受けた者は、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたときは、当該指定の解除を受けなければならない。</p> <p>6 前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十四）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類</p>

る書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

7 防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四 基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 （略）

3 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

4 （略）

第八十八条の二の五 （略）

2 前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3～5 （略）

（船舶検査）

第八十八条の二の六 船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

7 防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十五）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四 基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十六）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 （略）

3 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十七）を交付するものとする。

4 （略）

第八十八条の二の五 （略）

2 前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十八）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3～5 （略）

（船舶検査）

第八十八条の二の六 船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第十九）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十一）を交付するものとする。

3 （略）

4 防衛大臣は、第二項の規定により船舶検査合格証を交付したときは、当該船舶検査合格証に係る検査対象装備移転船舶について第八十八条の二の三第四項の指定を解除するものとする。

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七 臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十二）により防衛大臣に申請をしなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十三）を交付するものとする。

（削除）

2 防衛大臣は、前項の申請による検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十）を交付するものとする。

3 （略）

（新設）

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七 臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十一）により防衛大臣に申請をしなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十二）を交付するものとする。

（引渡完了の届出）

第八十八条の二の八 検査対象装備移転船舶の船舶検査合格証の交付を受けた者は、当該検査対象装備移転船舶の外国政府への引渡しが完了したときは、引渡完了届出書（別記様式第二十三）により、その旨を防衛大臣に届け出なければならない。

2 前項の引渡完了届出書には、当該検査対象装備移転船舶の受領証の写しその他の引渡しが完了したことを

証する書類を添付しなければならない。

3 防衛大臣は、検査対象装備移転船舶の引渡しが完了したことを確認したときは、当該検査対象装備移転船舶について第八十八条の二の三第四項の指定を解除するものとする。

別記様式第13（第88条の2の3関係）

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第2項（及び第3項）の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称 住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称 住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称 住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日 認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数（自衛隊法施行規則第88条の2の3第3項による申請の場合に限る。）		

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

別記様式第12（第88条の2の3関係）

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第2項（及び第3項）の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称 住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称 住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称 住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日 認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数（自衛隊法施行規則第88条の2の3第3項による申請の場合に限る。）		

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

別記様式第1.4 (第8.8条の2の3関係)

番 号
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の3第4項の規定により通知します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第1.5 (第8.8条の2の3関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の3第6項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1.3 (第8.8条の2の3関係)

番 号
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の3第4項の規定により通知します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第1.4 (第8.8条の2の3関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の3第6項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16（第88条の2の3関係）

番 号
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第7項の規定により通知します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第17（第88条の2の4関係）

年 月 日

基本設計検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の4第1項（及び第2項）の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2. ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第15（第88条の2の3関係）

番 号
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第7項の規定により通知します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16（第88条の2の4関係）

年 月 日

基本設計検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の4第1項（及び第2項）の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2. ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第1.8 (第8.8条の2の4関係)

基本設計検査合格証

指定記号:

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第8.8条の2の2第1号の基本設計検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

別記様式第1.7 (第8.8条の2の4関係)

基本設計検査合格証

指定記号:

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第8.8条の2の2第1号の基本設計検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

別記様式第1.9 (第8.8条の2の5関係)

年 月 日

基本設計変更申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の5第2項 (及び第3項) の規定により申請します。

記

別記様式第1.8 (第8.8条の2の5関係)

年 月 日

基本設計変更申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の5第2項 (及び第3項) の規定により申請します。

記

指定記号 [※]	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称
	住所
装備移転先国の名称	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号

- (備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

指定記号 [※]	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称
	住所
装備移転先国の名称	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号

- (備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第20 (第88条の2の6関係)

年 月 日

船舶検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の6第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
外国政府等への納期	
船舶検査実施希望日	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号
船舶検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
	工場コード

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21 (第88条の2の6関係)

船舶検査合格証

指定記号:

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第88条の2の2第2号の船舶検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

別記様式第19 (第88条の2の6関係)

年 月 日

船舶検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の6第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
外国政府等への納期	
船舶検査実施希望日	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号
船舶検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
	工場コード

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第20 (第88条の2の6関係)

船舶検査合格証

指定記号:

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第88条の2の2第2号の船舶検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

別記様式第2.2（第88条の2の7関係）

年 月 日

臨時航行検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の7第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
臨時航行検査実施希望日	
臨時航行検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者
	期間
	航路
	理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2.3（第88条の2の7関係）

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則第88条の2の7第2項の規定により交付する。

年 月 日

防衛大臣

別記様式第2.1（第88条の2の7関係）

年 月 日

臨時航行検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の7第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
臨時航行検査実施希望日	
臨時航行検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者
	期間
	航路
	理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2.2（第88条の2の7関係）

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則第88条の2の7第2項の規定により交付する。

年 月 日

防衛大臣

(削除)

別記様式第23（第88条の2の8関係）

年 月 日

引渡完了届出書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、装備移転先国政府へ引渡しが完了したので、自衛隊法施行規則第88条の2の8第1項の規定により届け出ます。

記

指定記号	
装備移転先国の名称	
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	
引渡しの年月日	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。